

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 愛知県
（氏名） A

上記被審人に対する平成28年度（判）第8号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金79万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成28年10月11日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成28年8月8日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、企業の営業譲渡、資産売買、資本参加等を目的とするOakキャピタル株式会社（以下「Oak」という。）の社員として勤務していた者である。

被審人は、その職務に関し

- (1) 遅くとも平成27年4月2日までに、OakのBら同社役員等が、再生可能エネルギーを活用する発電事業等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されていた株式会社省電舎（以下「省電舎」という。同年8月1日付けで東京証券取引所市場第二部に指定）との新株予約権付社債及び新株予約権引受契約締結の交渉に関し知った、省電舎の業務執行を決定する機関が、省電舎の発行する新株予約権付社債及び新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の省電舎の業務等に関する重要事実を知らながら、法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表がされた同年4月3日午後5時30分頃より前の同日午前9時2分頃、C証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）において、自己の計算において、省電舎株式合計500株を買付価額合計47万円で買い付け
- (2) 遅くとも同月22日までに、OakのDら同社役員等が、インターネットを利用したゲームの企画、開発及び提供等を目的とし、その発行する株式が東証JASDAQ市場に上場されている株式会社ガーラ（以下「ガーラ」という。）との新株及び新株予約権引受契約締結の交渉に関し知った、ガーラの業務執行を決定する機関が、ガーラの発行する新株及び新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨のガーラの業務等に関する重要事実を知らながら、法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表がされた同月23日午後5時頃より前の同月22日及び同月23日午前9時55分頃、C証券株式会社を介し、東証において、自己の計算において、ガーラ株式合計200株を買付価額合計21万2500円で買い付け
- (3) 遅くとも同年5月26日までに、OakのBら同社役員等が、コンピュータ及び周辺機器の開発、製造及び販売等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第二部に上場されている株式会社ピクセラ（以下「ピクセラ」という。）との新株及び新株予約権引受契約締結の交渉に関し知った、ピクセラの業務執行を決定する機関が、ピクセラの発行する新株及び新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨のピクセラの業務等に関する重要事実を知らながら、法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表がされた同年7月17日午後5時15分頃より前の同日午前9時5分頃から同日

午前9時22分頃までの間、C証券株式会社を介し、東証において、自己の計算において、ピクセラ株式合計4000株を買付価額合計40万3600円で
買い付け
たものである。

(別紙2)

2 法令の適用

法第175条第1項第2号、第166条第1項第5号、第4号、第2項第1号イ、
第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

別紙1に掲げる事実につき

(1) 違反事実(1)に係る課徴金の額

法第175条第1項第2号の規定により

- ① 当該有価証券の買付けについて業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。
 $(1,321 \text{ 円} \times 500 \text{ 株}) - (940 \text{ 円} \times 500 \text{ 株})$
 $= 190,500 \text{ 円}$

- ② 法第176条第2項の規定により、上記①で計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、190,000円。

(2) 違反事実(2)に係る課徴金の額

法第175条第1項第2号の規定により

- ① 当該有価証券の買付けについて業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。
 $(1,579 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) - (1,056 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 1,069 \text{ 円} \times 100 \text{ 株})$
 $= 103,300 \text{ 円}$

- ② 法第176条第2項の規定により、上記①で計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、100,000円。

(3) 違反事実(3)に係る課徴金の額

法第175条第1項第2号の規定により

- ① 当該有価証券の買付けについて業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。
 $(227 \text{ 円} \times 4,000 \text{ 株}) - (100 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} + 101 \text{ 円} \times 3,600 \text{ 株})$

= 504,400 円

② 法第176条第2項の規定により、上記①で計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、500,000 円。

(4) 上記(1)ないし(3)により算定した額の合計

190,000 円+100,000 円+500,000 円= 790,000 円

となる。